

事務連絡
平成24年8月9日

免許状更新講習開設者 御中

文部科学省初等中等教育局教職員課

教員免許更新制における更新講習修了確認手続に関する周知への協力について（依頼）

平素より、免許状更新講習の開設について御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

平成21年4月から教員免許更新制が導入されているところですが、同年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状（以下「旧免許状」という。）を有する現職教員については、有する旧免許状に有効期間は定められないものの、修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了したことについて免許管理者である都道府県教育委員会による確認（以下「更新講習修了確認」という。）を受けることが義務付けられています。

更新講習修了確認を受けるためには、免許状更新講習の課程を修了した後、修了確認期限の2ヶ月前までに、各自で免許管理者に対して申請をすることが必要です。

このため、更新講習開設者におかれては、別紙を参照しつつ、免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書（以下「免許状更新講習修了（履修）証明書」という。）を発行する際に、別途、各自において免許管理者に対する更新講習修了確認の申請が必要である旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡が到達する前に、免許状更新講習修了（履修）証明書を発行済みの場合にあっては、当該証明書を発行した現職教員に対する周知まではお願いするものではありませんが、当該現職教員から問い合わせがあった等の際には、可能な限り同趣旨の注意喚起を行っていただきますようお願いいたします。文部科学省としても、引き続き免許管理者やホームページ等を通じ、制度や必要な手続について、周知・徹底を図ってまいります。

今後とも教員免許更新制に対する御支援と御協力の程よろしく申し上げます。

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局教職員課

教員免許企画室

菊池、大野（内線：3572）

電話番号：03-5253-4111

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

(別紙)

【通知の例 (第3・4グループの場合)】

免許状更新講習を受講・修了された皆様へ

この度は、本学主催の平成24年度〇〇大学免許状更新講習を受講いただき、ありがとうございました。

本学が実施した修了認定試験に合格されましたので、別添のとおり、免許状更新講習(修了)(履修)証明書を送付します。

なお、皆様の有する免許状が有効であり続けるためには、別途、免許管理者(現職教員の方の場合はお勤めになっている学校の所在する都道府県教育委員会、現職教員でない方はお住いのある都道府県教育委員会)による「更新講習修了確認」という手続きが必要になります。

「更新講習修了確認」を受けるためには、**更新講習を受講し終えた後、期限(※)までに免許管理者に対する申請が必要です。また、この申請は、各自で行っていただく必要があります。**

期限までに必要な申請をしなかった場合、免許状更新講習を受講し終えていたとしても、有する免許状が失効してしまいます。

「更新講習修了確認」に係る申請方法や提出書類は各免許管理者が定めております。皆様におかれましては、各免許管理者が定める申請方法等を確認の上、**必ず期限までに申請を行うよう、ご注意ください。**

(※) 申請期限

- ・修了確認期限が平成25年3月31日(第3グループ)の方 → **平成25年1月31日**
- ・修了確認期限が平成26年3月31日(第4グループ)の方 → **平成26年1月31日**

本件担当

平成〇年〇月〇日

〇〇大学〇〇課〇〇係 〇〇、〇〇

免許状の有効期限と更新講習の受講・修了確認等について

(1) 旧免許状所有者について

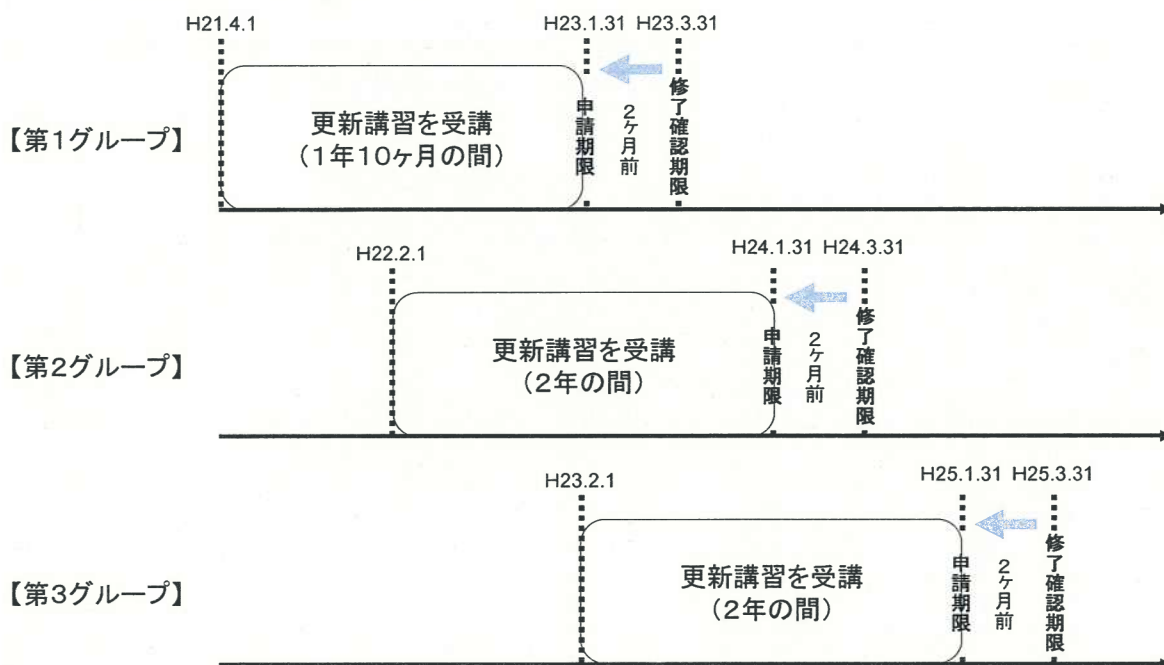
平成21年3月31日以前に授与された普通免許状または特別免許状を有する者の免許状には、有効期間の定めがないことから、最初の修了確認期限が、生年月日によってすべての旧免許状所持者*に設定されている。(次頁参照)

※平成23年3月31日時点で満56歳以上の者に対しては最初の修了確認期限は設定されていない。

更新講習の受講義務のある現職の教育職員等は、修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの2年間に30時間の更新講習を受講し、修了確認期限までに免許管理者の修了確認を受けなければ、免許状はその効力を失う。

なお、免許管理者の行う事務手続きに2ヶ月程度の時間が必要となるため、修了確認の申請は、期限の2ヶ月前が申請期限となる。

(参考) 更新講習受講・修了確認のイメージ

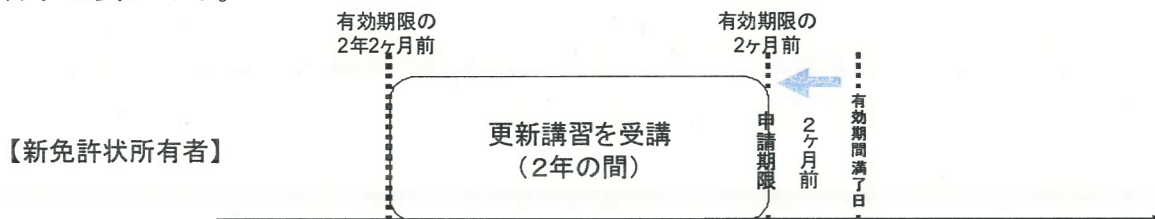


(2) 新免許状所有者について

平成21年4月1日以降に授与された免許状の有効期間は、所要資格を得てから10年後の年度末までとなっている。

有効期間の満了日までに更新講習を受講・修了しなかった場合には免許状は失効する。

有効期限の更新にあたっては、有効期限満了日の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの2年間に30時間の更新講習を受講し、有効期限満了日の2ヶ月前までに免許管理者に対して申請を行う必要がある。



旧免許状所持者の修了確認期限

(表 1) 教諭免許状又は養護教諭免許状を所持する教育職員等（栄養教諭を除く。)

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
第1グループ	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 <small>(平成20年度実施の「予備講習」受講により 受講義務の一部又は全部が免除可能)</small>	平成33年3月31日
第2グループ	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
第3グループ	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
第4グループ	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
第5グループ	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
第6グループ	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
第7グループ	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
第8グループ	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
第9グループ	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
第10グループ	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

(表 2) 栄養教諭免許状を所持する現職教員等

栄養教諭免許状は平成16年度に創設された免許状であるため、表1のように修了確認期限を割り振ると、修了確認期限がその者の持つ栄養教諭免許状を授与された日から10年を超えない場合がほとんどとなるため、栄養教諭免許状を持っている者については、表1の割振りを適用せず、以下のとおりとする。

	免許状授与の日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に 栄養教諭の普通免許状を授与された 旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日～平成19年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された 旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日～平成20年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された 旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日～平成21年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された 旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

※ 以下、参照条文は省略

事務連絡
平成24年10月29日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会 御中
各都道府県知事部局（私学担当）

文部科学省初等中等教育局教職員課

教員免許更新制における更新講習修了確認等の申請期限の到来等について

文部科学省では従前より、各都道府県教育委員会等を通じ、修了確認期限を迎える現職教員（非常勤講師等を含む）に対して、修了確認期限の2ヶ月前までに、免許状更新講習を受講・修了し、自ら、免許管理者に対して修了確認の申請を行うか、更新講習修了確認期限の延期申請もしくは受講免除の認定申請のいずれかの手続を行っていただくよう、各種通知や会議等により周知を図ってきたところです。

また、本年8月9日付で、免許状更新講習開設者に対し事務連絡を发出して、免許状更新講習開設者が、免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書（免許状更新講習修了（履修）証明書）を発行する際、別途、当該証明書を各教員等が免許管理者に提出し、確認を受ける必要がある旨、周知していただくよう協力要請を行っています。

本年度は、平成25年3月末日に修了確認期限を迎える者（第3グループ）が、修了確認の申請期限（平成25年1月31日）を迎えます。については、今後も教員免許更新制が円滑に実施されるよう、当制度の趣旨や手続の流れに関する周知を一層徹底するとともに、各都道府県教育委員会は、免許管理者及び授与権者として事務処理上遺漏のないようお取り計らいください。

また、各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校その他の教育機関に対し、各都道府県知事におかれては幼稚園を含む所轄の学校及び学校法人等に対し、国立大学長におかれてはその管下の学校に対し、それぞれ適切な周知等を行っていただくようご配慮願います。

なお、教員免許更新制の円滑な実施のためには、別紙の取り組みや工夫が行われているところです。これらを参考の上、皆様におかれましては特段のご配慮をお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局教職員課

教員免許企画室

菊池、大野（内線：3572）

電話番号：03-5253-4111

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

【主な取り組み・工夫例】

- ・ 免許管理者において、任命権者や私立学校及び幼稚園所管課等と緊密に連携の上、当該年度に修了確認を受ける必要がある現職教員のリストと修了確認が終了した現職教員のリストを突合し、受講していない者や申請を行っていない者がいないか確認する。
- ・ 免許状更新講習を受講していない者または修了確認等申請が行われていない教員等に対し、個別に受講状況の聴取等を行う。
- ・ 別添参考資料や文部科学省ホームページ、各都道府県教育委員会が独自に作成したリーフレットや手続に必要な証明書の様式等を掲載した通知等を各教員へ直接配布する、または校長等の管理職や教員等が参加する研修会等で説明・配布する。
- ・ 毎年各々の地域における受講状況を把握し、適切な規模の講習が開設されるよう、地元の大学等と調整を図ったり、教育委員会と地域の大学関係者が集まる会議を定期的を実施し、情報共有を図る。
- ・ 各学校(園)の校長(園長)が、各学校(園)に所属する教員の免許状に関する台帳等を管理し、修了確認期限や免許状更新講習の受講状況、手続の進捗状況を把握する。